

## 経營業務の管理責任者に関する考察

逐条解説（10 版 P82）によると「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。とある。

一方、同じく許可要件である専任の技術者については「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいうとあり、経營業務の管理責任者では本社、本店、専任の技術者では営業所と使い分けられていると考えられる。また、経營業務の管理責任者と専任の技術者が同一人によいとす部分の解説（P98）では、「経営経験を有する者とそのものが常勤する営業所（通常の場合は本社、本店等であろう）」とされることから本社本店以外の営業所を建設業法上の主たる営業所として、常勤の役員を経營業務の管理責任者とするの方が例外的取扱いなのではないかと思われる。

許可申請者が法人である場合において、経營業務の管理責任者としての経験を有する者を、常勤の役員に限ったのは、日常の経營業務を具体的に執行している役員が、この要件を満たすものでなければ、建設業の適正な経営が行われることを期待しえず、単に取締役会にのみ出席するのみであって日常の経營業務を執行する権限を持たない非常勤役員を含めることは妥当でないからである。とある。また、経營業務の管理責任者に求められるものとしては、工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請け契約の締結を行うこと、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であるから、5年以上の経營業務の経營業務についての経験を持つものが最低一人はいることが必要と判断され、経營業務の管理責任者が定められていることから、上記内容が経營業務の管理責任者に求められるものであろうと考えられる。

そして、令3条の使用人については（P74）建設工事の請負契約の締結および履行及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店または営業所（本店を除く）の代表者である者が該当することと定められている。とあるだけで、その他の要件は定められていない。そして、営業所の代表者であることから、上記経營業務の管理責任者の職務のうち、資金調達、資材の購入以外の部分は上記「請負契約の締結および履行及びその履行」に該当するものと思われる。当然それら令3条の使用人のいる営業所においては経營業務の管理責任者が不在であることから考えると、建設業者において、本店以外の経營業務の管理責任者がいない営業所において、主たる営業所に勤務する経營業務の管理責任者に求められていることは、資金調達、資材購入といった経営の根幹にかかる部分であろうと思われる。（もちろん令3条の使用人の管理監督については言うまでもない。）

上記非常勤役員を経營業務の管理責任者から除外する理屈からすれば、出先の営業所に常勤し、日常の経營業務を行う本店においては非常勤である役員は、取締役会に出席するのみの役員と同等に考え、経營業務の管理責任者となるべき要件を（現状の地位において）満た

さないと考えるべきではないだろうか？

つまり日常の経營業務を完全かつ具体的に執行する役員は出先営業所に勤務する役員ではなく、本社本店に勤務する役員であることから、経營業務の管理責任者となりえる役員は本社本店に常勤する役員であり、もしも、現在、建設業の主たる営業所が本店以外にある場合は、その営業所が建設業の経營業務にかかる資金調達や全社的な資材購入を統括する権限を持たない限りにおいては、その主たる営業所とされている営業所に令 3 条の使用人を立て、不足している資金調達や資材購入を統括する権限を持つ部署（本店）に経營業務の管理責任者を立てるべきではないだろうか？

その場合建設業を営む営業所の（逐条解説第 3 条）解説文の中に「本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば本条の営業所に該当する」とある部分との整合性の中で、本店も建設業法上の営業所とならなければならないのかという部分がでると考える。上記、資金調達や全体的な資材購入が建設業に係る営業にあたるのかという意味では営業所の定義でいう「常時請負契約を締結する事務所」とは請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結にかかる実体的な行為には該当しないと思われることから建設業法上の営業所である必要はないのではないかと考える。

昨今、建設業専業でない建設業者が増加している実態を考えると、経營業務の管理責任者は建設業法上の営業所でない本店に在籍して資金調達や全体的な資材購入などを行うこともあり得ると考えるべきではないだろうか。その上で、あえて建設業法上の営業所という名称にこだわるのであれば、従たる営業所を持つ主たる営業所（本社・本店）に限り、営業する業種を持たない形での申請を認めることはできないだろうか。（光森）